

新旧対照表

○横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）

改正前	改正後
<p>目次 （第1章から第6章まで省略）</p> <p>第7章 特定行為等に係る公害の防止 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第68条・第69条） 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第70条—第72条の4） （第3節から第7節まで及び第8章から第12章まで省略）</p> <p>附則 （第1章省略） 第2章 指定事業所の設置等の手続等 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条から第12条まで省略） （変更の許可）</p> <p>第13条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。 （第1号から第11号まで省略）</p> <p>(12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 （第14号、第15号、第2項、第3項、第14条から第22条まで、第2節及び第3節省略）</p> <p>第3章 事業所における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第31条及び第32条省略）</p> <p>（排煙の測定）</p> <p>第33条（第1項省略）</p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。 （第1号省略）</p> <p>(2)（本文省略）</p> <p>ア <u>当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。</u></p> <p>イ <u>当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙</u></p>	<p>目次 （第1章から第6章まで省略）</p> <p>第7章 特定行為等に係る公害の防止 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第68条—第69条） 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第70条—第72条の5） （第3節から第7節まで、第8章から第12章まで省略）</p> <p>附則 （第1章省略） 第2章 指定事業所の設置等の手続等 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条から第12条まで省略） （変更の許可）</p> <p>第13条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。 （第1号から第11号まで省略）</p> <p>(12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更 （第14号、第15号、第2項、第3項、第14条から第22条まで、第2節及び第3節省略）</p> <p>第3章 事業所における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第31条及び第32条省略）</p> <p>（排煙の測定）</p> <p>第33条（第1項省略）</p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。 （第1号省略）</p> <p>(2)（本文省略）</p> <p>ア <u>当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設においては、当該排出ガス量を2月に1回以上及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。</u></p> <p>イ <u>当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。</u></p>

発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設にあっては、当該排出ガスを2月に1回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定すること。

(第3号省略)

(4) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。

ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量の測定を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる頻度で行うこと。

(ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設にあっては、2月に1回以上測定すること。

(イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設にあっては、6月に1回以上測定すること。

イ 別表第5の2に掲げる施設のうち排煙発生施設 (小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。) に該当する施設においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度の測定を同表の2に定める方法により次に掲げる頻度で行うこと。

(ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設にあっては、2月に1回以上測定すること。

(イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設にあっては、6月に1回以上測定すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、別表第5の2の表の51の項、53の項、54の項(燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項、64の項、68の項及び73の項に掲げる施設にあっては、5年に1

ウ 大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって水素(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第4号イ(ウ)において同じ。)の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定すること。

(第3号省略)

(4) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。

ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる施設の規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。

(ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設 2月に1回以上

(イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設 6月に1回以上

イ 排煙発生施設のうち別表第5の2に掲げる施設 (小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。) においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の2に定める方法により、次に掲げる施設の種類又は規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。

(ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設 ((ウ)に掲げるものを除く。) 2月に1回以上

(イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設 ((ウ)に掲げるものを除く。) 6月に1回以上

(ウ) 別表第5の2の表の51の項に掲げる施設(ガスを専焼させるものに限る。)、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設(水蒸気改質方式の改質器であって水素の製造能力が毎時1,000

回以上測定すること。

(第5号、第6号及び第3項省略)

第2節 水質の汚濁の防止

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第34条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

(追加)

2 (本文省略)

(第35条省略)

(施設の構造基準)

第36条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

- (1) 床面は、地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。

(第2号省略)

(3) 第5条の2第9号から第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる物質並びに1, 2-ジクロロエチレン(以下「有機塩素系溶剤」という。)を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れが生じるおそれがある場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性を持つフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面が被覆されていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。

(第37条、第3節及び第4章省略)

第5章 特定行為の制限等

(第1節省略)

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定め

立方メートル未満のもの(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項に掲げる施設、64の項に掲げる施設、68の項に掲げる施設及び73の項に掲げる施設 5年に1回以上

(第5号、第6号及び第3項省略)

第2節 水質の汚濁の防止

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第34条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第11の左欄に掲げるとおりとする。

3 (本文省略)

(第35条省略)

(施設の構造基準)

第36条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

- (1) 床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質であり、その表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がなされていること又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置が執られていること。

(第2号省略)

(削除)

(第37条、第3節及び第4章省略)

第5章 特定行為の制限等

(第1節省略)

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定め

る車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

(第2項、第45条、第3節から第5節まで及び第6章省略)

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

(第1節から第2節の2まで省略)

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

(第60条省略)

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査)

第60条の2 (第1項及び第2項省略)

3 条例第70条の2第2項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。

(2) 土壌の採取及び測定を行うこと。

(3) 土壌の測定の方法は、環境庁告示第68号別表に定める方法によること。

(4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第60条の3 (第1項及び第2項省略)

(追加)

3 条例第70条の3第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。

(1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更

(2) 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの

(アからウまで省略)

る車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設(蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1に定める規制基準に適合するものを除く。)において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

(第2項、第45条、第3節から第5節まで及び第6章省略)

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

(第1節から第2節の2まで省略)

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

(第60条省略)

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査)

第60条の2 (第1項及び第2項省略)

3 条例第70条の2第2項の規則で定める方法は、別表第16に定めるとおりとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第60条の3 (第1項及び第2項省略)

3 条例第70条の3第1項第2号の規則で定める土地の形質の変更は、土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地(ダイオキシン類による土壌汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。)において行う次のいずれにも該当するものとする。

(1) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地が属するダイオキシン類管理対象地から搬出しないもの

(2) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないもの

(3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であるもの

4 条例第70条の3第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。

(1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における土地の形質の変更

(2) 前号に掲げる土地以外の土地における土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの

(アからウまで省略)

4 (本文省略)

5 (本文省略)

(第60条の4から第60条の9まで省略)

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第61条及び第62条省略)

(地下水採取に係る変更許可申請書)

第63条 (第1項省略)

(追加)

(第64条から第66条まで省略)

(地下水採取量等の測定等)

第67条 条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。

(第2項及び第3項省略)

第7章 特定行為等に係る公害の防止

第1節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止

(第68条省略)

(追加)

(第69条省略)

第2節 石綿排出作業による大気の汚染の防止

(石綿排出作業の定義)

第70条 条例第89条に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に吹付け石綿が使用されている場合に限る。）

(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「断熱材等」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に断熱

5 (本文省略)

6 (本文省略)

(第60条の4から第60条の9まで省略)

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第61条及び第62条省略)

(地下水採取に係る変更許可)

第63条 (第1項省略)

2 条例第75条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更

(2) 地下水の採取予定量を減らす変更

(3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更

(4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更

(5) 揚水機の原動機の定格出力を下げる変更

(6) 採取する地下水の用途を条例第73条第1項各号のいずれかに該当する用途とする変更

(第64条から第66条まで省略)

(地下水採取量等の測定等)

第67条 条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。

(第2項及び第3項省略)

第7章 特定行為等に係る公害の防止

第1節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止

(第68条省略)

(設置の届出を要しない特定小規模施設)

第68条の2 条例第86条第1項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第1号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの（燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり10リットル未満であるものに限る。）とする。

(第69条省略)

第2節 石綿排出作業による大気の汚染の防止

(石綿含有建築材料の定義)

第70条 条例第89条第1号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

(1) 吹付け石綿

(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）

(3) 石綿布

(4) 石綿を含有するセメント建材（成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。）

(5) 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗

材等が使用されている場合に限る。)

(3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に石綿布が使用されている場合に限る。)

(4) 石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)

(追加)

(追加)

(石綿排出作業の開始の届出)

第71条 条例第92条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(第1号省略)

- (2) 石綿排出作業の計画工程表
- (3) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先
(第4号及び第5号省略)
- (6) 条例第93条の規定による大気中の石綿濃度等の測定（以下「石綿濃度等の測定」という。）の計画
(第7号省略)

(石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第71条の2 条例第92条の2第1項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着

材（以下「石綿含有仕上塗材等」という。）

(石綿排出作業の定義)

第70条の2 条例第89条第2号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (2) 石綿含有断熱材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (4) 石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有セメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)
- (5) 石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業

(開始の届出を要しない石綿排出作業)

第70条の3 条例第92条第1項に規定する規則で定める石綿排出作業は、前条第5号に掲げる石綿排出作業とする。

(石綿排出作業の開始の届出)

第71条 条例第92条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(第1号省略)

- (2) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の計画工程表
- (3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先
(第4号及び第5号省略)
- (6) 条例第93条の規定による測定の計画

(第7号省略)

(削除)

手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

- (2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

(解体等建設工事に係る説明の時期)

(削除)

第71条の3 条例第92条の2第1項の規定による説明は、解体等建設工事の開始の日までに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。以下同じ。）に限る。）を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して14日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の14日前までに行うものとする。
- (2) 解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業を除く。）を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して7日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の7日前までに行うものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、災害その他の非常の事態の発生により解体等建設工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

(解体等建設工事に係る説明の事項)

(削除)

第71条の4 条例第92条の2第1項前段に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査を終了した年月日
(2) 調査の方法
(3) 調査の結果

(石綿排出作業を伴う建設工事に係る説明の事項)

(削除)

第71条の5 条例第92条の2第1項後段に規定する規則で定める事項は、第71条各号に掲げる事項とする。

(解体等建設工事に係る掲示の方法)

(削除)

第71条の6 条例第92条の2第4項の規定による
掲示は、掲示板を設けることにより行うものと
する。

(解体等建設工事に係る掲示の事項)

第71条の7 条例第92条の2第4項に規定する規
則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第92条の2第1項又は第3項の規定
による調査を行った者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては、その代表者の
氏名

(2) 調査を終了した年月日

(3) 調査の方法

(4) 解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉
じん排出等作業を除く。）を伴う建設工事
に該当する場合は、第70条各号に掲げる作
業の種類

(石綿濃度等の測定)

第72条 石綿濃度等の測定は、次に定めるところ
により行うものとする。

(1) 第70条第1号から第3号までに掲げる作
業にあっては当該作業期間中に1回以上及
び当該作業終了後に1回測定し、同条第4
号に掲げる作業にあっては当該作業期間中
に1回以上測定すること。

(第2号省略)

(追加)

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の2 条例第94条第5号に規定する規則で
定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 石綿濃度等の測定の結果

(2) 石綿濃度等の測定のために石綿排出作業
を行う場所で試料を採取した際の状況を示
したもの

(3) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示し
たもの

(4) 石綿排出作業の工程を示した工程表

(5) 作業計画と実際の作業との相違点

(6) その他市長が必要と認める事項

(石綿排出作業の完了に係る説明の時期)

第72条の3 条例第94条の2の規定による説明
は、条例第94条の規定による届出を行う日まで
に行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る説明の事項)

第72条の4 条例第94条の2に規定する規則で定
める事項は、第72条の2各号に掲げる事項とす
る。

(削除)

(石綿濃度等の測定等)

第72条 条例第93条の規定による測定は、次に定
めるところにより行わなければならない。

(1) 第70条の2第1号及び第2号に掲げる作
業にあっては当該作業期間中に1回以上及
び当該作業終了後に1回測定し、同条第3
号及び第4号に掲げる作業にあっては当該
作業期間中に1回以上測定すること。

(第2号省略)

2 条例第93条の規定による測定の結果は、測定
の年月日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測
定方法を明らかにして記録し、その記録を石綿
排出工事が終了した日から3年間保存しておか
なければならない。

(石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業)

第72条の2 条例第93条に規定する規則で定める
石綿排出作業は、第70条の2第5号に掲げる石
綿排出作業とする。

(石綿排出作業の完了に係る報告の時期)

第72条の3 条例第93条の2の規定による報告
は、条例第94条の規定による届出を行う日まで
に行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る報告事項)

第72条の4 条例第93条の2に規定する規則で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出
工事の工程表

(追加)

(第3節から第6節まで省略)

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第80条及び第81条省略)

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第82条 条例第125条第1項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。

(第2項省略)

第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(第1節及び第2節省略)

第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(第87条省略)

(駐車場等の規模等)

第88条 (第1項省略)

2 条例第139条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場

(第2号から第4号まで、第8章の2及び第9章省略)

第10章 非常時の措置

第91条 条例第149条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第17に掲げる物質とする。

(第2項、第3項、第11章及び第12章省略)

別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

条例別表の作業

作業の内容

施設

(1の項から50の項まで省略)

(2) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの

(3) 条例第93条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの

(4) 石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点

(5) その他市長が必要と認める事項

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の5 条例第94条第5号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(第3節から第6節まで省略)

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第80条及び第81条省略)

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第82条 条例第125条第1項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。

(第2項省略)

第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(第1節及び第2節省略)

第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(第87条省略)

(駐車場等の規模等)

第88条 (第1項省略)

2 条例第139条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場

(第2号から第4号まで、第8章の2及び第9章省略)

第10章 非常時の措置

第91条 条例第149条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第18に掲げる物質とする。

(第2項、第3項、第11章及び第12章省略)

別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

条例別表の作業

作業の内容

施設

(1の項から50の項まで省略)

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 省略 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(23)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) 省略	(1)～(23)省略 (24) 乾燥施設 (25) 圧縮成形施設 (26) 発酵施設 (27) メタン発酵施設
(51の2の項から66の項まで省略)		
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力の合計が2.2kWを超えるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 省略 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) 省略	(1)～(23)省略 (24) 乾燥施設 (25) 圧縮成形施設 (26) 発酵施設 (27) メタン発酵施設
(51の2の項から66の項まで省略)		
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が2.2kWを超えるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)

(68の項、69の項、備考、別表第2及び別表第3省略)

(68の項、69の項、備考、別表第2及び別表第3省略)

別表第4 (第13条第1項第9号、第18条第1項第2号オ、第31条第3項並びに第33条第1項第3号及び第2項第3号)

別表第4 (第13条第1項第9号、第18条第1項第2号オ、第31条第3項並びに第33条第1項第3号及び第2項第3号)

排煙の規制基準 (炭化水素系物質)

排煙の規制基準 (炭化水素系物質)

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	(省略)
出荷施設	(省略)
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること。

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	(省略)
出荷施設	(省略)
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によること。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

(1) 濃度

(1) 濃度

(別表第4の2(1)の表省略)

(別表第4の2(1)の表省略)

備考1 省略

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(別表第4の2の備考2(1)省略)

(2) トルエン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(3) キシレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(別表第4の2の備考2(4)及び(5)省略)

(6) ジクロロメタン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(別表第4の2の備考2(7)、(8)、同表の2(2)及び別表第5から別表第15まで省略)

(追加)

別表第16 (第67条第1項及び第82条第1項)
(省略)

別表第17 (第91条第1項)
(省略)

備考1 省略

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(別表第4の2の備考2(1)省略)

(2) トルエン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法

(3) キシレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法

(別表第4の2の備考2(4)及び(5)省略)

(6) ジクロロメタン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法

(別表第4の2の備考2(7)、(8)、同表の2(2)及び別表第5から別表第15まで省略)

別表第16 (第60条の2第3項)

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法
(別紙参照)

別表第17 (第67条第1項及び第82条第1項)
(省略)

別表第18 (第91条第1項)
(省略)

別表第16 (第60条の2第3項)

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第70条第1項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第60条第2項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地(以下「被覆された土地」という。)を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地

イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理(埋立てを除く。)をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5m以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等(架空配管であって、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。)又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路(以下「搬送経路」という。)及び搬送経路の周辺5m以内の土地(以下これらを「搬送経路等」という。)

であって、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100㎡の土地(対象となる土地が100㎡に満たない場合は、対象となる全ての土地)

キ アからカまでに該当する土地の土壌を掘削して移動させた先の土地(条例第70条の3第2項の規定により、土壌の汚染状況の調査を行わずに土壌を掘削し移動させた土地に限る。)

(2) 土壌汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地

(1)に掲げる土地以外の土地

4 試料採取等を行う区画の選定

(1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第70条の3第2項の規定により行う調査にあつては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点)とすることができる。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線の起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(2) (1)の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地(以下「単位区画」という。)であつて隣接するものに含まれる土地(被覆された土地を除く。)の面積の合計が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画

する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない。

- (3) 調査実施者は、3(1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

- (1) 調査実施者は、4(3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5cmまでの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なかくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30cmまでの土壤を採取するものとし、条例第70条の3第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除くことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5m以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から2.5m以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壤を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）で土壤を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80㎡未満である場合にあっては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積（被覆された土地を除く。）	試料採取地点数
60㎡以上80㎡未満	4地点以上
40㎡以上60㎡未満	3地点以上
20㎡以上40㎡未満	2地点以上
20㎡未満	1地点以上

- イ 3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い1地点で土壤を採取するものとする。

- (3) 土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壤を風乾させた後、ふるい操作を行い、2mmの目のふるいを通過したもの（(2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壤を採取した場合は、2mmの目のふるいを通過した土壤を、それぞれ同じ重量混合したもの）を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第68号別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壤を同表に定める方法（同表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

5(3)の測定の結果、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壤が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

- (1) 調査指標値以上の土壤が確認された場合（(2)及び(3)の場合を除く。）

当該土壤を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5の例により試料採取等を行うこと。

- (2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壤が確認された場合

3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上（1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。）の土壤が確認された場合は、当該土壤を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壤を露出させ、目視により土壤の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5(2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

3 (1)カに係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計 100 m²の土地（対象となる土地が 100 m²に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5 (2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5 又は 6 により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準（第 60 条の 4 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

(2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ 5 cm まで、5 cm から 10 cm まで、10 cm から 15 cm まで及び 15 cm から 20 cm までの各深度で土壌を採取すること。

イ アにより採取されたそれぞれの土壌について、5 (3)の方法により測定すること。

(3) (2)アにおける深度 15 cm から 20 cm までの土壌の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準を超過している場合にあつては、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて(2)の例により試料採取等を実施すること。

改正前

第17号様式の2（第27条第2項第2号）

誓約書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

横浜市生活環境の保全等に関する条例第19条各号に該当しないであることを誓約します。

住 所

氏 名



(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(A4)

改正後

第17号様式の2（第27条第2項第2号）

誓約書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

横浜市生活環境の保全等に関する条例第19条各号に該当しないであることを誓約します。

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(A4)

改正前

第 28 号様式 (第 63 条)

(1)

地下水採取に係る変更許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 75 条第 1 項の規定により地下水採取に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の 名称等	許可番号	第 号 (年度)
	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第 72 条第 1 項 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名称	
	所在地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 揚水施設の数の変更 <input type="checkbox"/> 地下水の採取予定量の変更 <input type="checkbox"/> 揚水施設の位置の変更 <input type="checkbox"/> 地下水の用途の変更 <input type="checkbox"/> 揚水施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 吐出口の断面積 <input type="checkbox"/> 揚水機の定格出力 <input type="checkbox"/> ストレーナーの位置	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更完了予定年月日	年 月 日	
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) のある欄には、該当する□内に「」印を記入してください。

(A 4)

改正後

第 28 号様式 (第 63 条第 1 項)

(1)

地下水採取に係る変更許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 75 条第 1 項の規定により地下水採取に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の 名称等	許可番号	第 号 (年度)
	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第 72 条第 1 項 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名称	
	所在地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 揚水施設の数の変更 <input type="checkbox"/> 地下水の採取予定量の変更 <input type="checkbox"/> 揚水施設の位置の変更 <input type="checkbox"/> 地下水の用途の変更 <input type="checkbox"/> 揚水施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 吐出口の断面積 <input type="checkbox"/> 揚水機の定格出力 <input type="checkbox"/> ストレーナーの位置	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更完了予定年月日	年 月 日	
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) のある欄には、該当する□内に「」印を記入してください。

(A 4)

改正前

(2)

地下水の揚水施設の構造等					
変更許可申請の該当項目		既・変・増・廃	既・変・増・廃	既・変・増・廃	
井戸	井戸の名称又は番号				
	さく井年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	深度(地表面下 m)				
	側管の口径(mm)				
	ストレーナの位置 (地表面下 m)	～ ～	～ ～	～ ～	
揚水機	種類、名称及び型式				
	原動機の定格出力(kW)				
	吐出口の口径(mm)				
	吐出口の断面積(cm ²)				
	揚水能力(m ³ /h)(A)				
	1日平均使用時間(B)				
	揚水量(m ³ /日)(A×B)				
地下水の用途別使用予定量	ボイラー用(m ³ /日)				
	原料用(m ³ /日)				
	製品処理用(m ³ /日)				
	洗浄用(m ³ /日)				
	冷却用(m ³ /日)				
	防災・消防用(m ³ /日)				
	飲料用(m ³ /日)				
	農業用(m ³ /日)				
	散水用(m ³ /日)				
	その他(m ³ /日)				
	計(m ³ /日)				
	水量測定器	種類、名称及び型式			
		口径(mm)			
検定合格年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用開始(予定)年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
水 温(°C)					

(A4)

改正後

(2)

地下水の揚水施設の構造等					
変更許可申請の該当項目		既・変・増・廃	既・変・増・廃	既・変・増・廃	
井戸	井戸の名称又は番号				
	さく井年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	深度(地表面下 m)				
	側管の口径(mm)				
	ストレーナの位置 (地表面下 m)	～ ～	～ ～	～ ～	
揚水機	種類、名称及び型式				
	原動機の定格出力(kW)				
	吐出口の口径(mm)				
	吐出口の断面積(cm ²)				
	揚水能力(m ³ /h)(A)				
	1日平均使用時間(B)				
	揚水量(m ³ /日)(A×B)				
地下水の用途別使用予定量	ボイラー用(m ³ /日)				
	原料用(m ³ /日)				
	製品処理用(m ³ /日)				
	洗浄用(m ³ /日)				
	冷却用(m ³ /日)				
	防災・消防用(m ³ /日)				
	飲料用(m ³ /日)				
	農業用(m ³ /日)				
	散水用(m ³ /日)				
	その他(m ³ /日)				
	計(m ³ /日)				
	水量測定器	種類、名称及び型式			
		口径(mm)			
検定合格年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用開始(予定)年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
水 温(°C)					

(A4)

改正前

(3)

水源別使用水量及びその割合					
水 源	水量(m ³ /日)	割合(%)	水 源	水量(m ³ /日)	割合(%)
工業用水			海 水		
水道水			回 淡 水		
地表水			収 海 水		
地下水			そ の 他		
変更に係る 添付書類	<input type="checkbox"/> 地下水の採取を行う場所の案内図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の配置状況図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の構造図 <input type="checkbox"/> 地下水の利用系統図 <input type="checkbox"/> 井戸の地質柱状図、揚水試験表等 <input type="checkbox"/> 井戸の水位測定基準面図				

(注意) 1 「既」とは既に設置されている揚水施設のうち、本申請に際して変更のないものを、「変」とは本申請に際して変更するものを、「増」とは本申請に際して揚水施設を増設するものを、「廃」とは本申請に際して揚水施設の廃止をするものをいいます。

2 変更に係る添付書類の欄の□には、当該変更に係る添付した書類を□内にㄥ印で記入してください。

(A4)

改正後

(3)

水源別使用水量及びその割合					
水 源	水量(m ³ /日)	割合(%)	水 源	水量(m ³ /日)	割合(%)
工業用水			海 水		
水道水			回 淡 水		
地表水			収 海 水		
地下水			そ の 他		
変更に係る 添付書類	<input type="checkbox"/> 地下水の採取を行う場所の案内図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の配置状況図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の構造図 <input type="checkbox"/> 地下水の利用系統図 <input type="checkbox"/> 井戸の地質柱状図、揚水試験表等 <input type="checkbox"/> 井戸の水位測定基準面図				

(注意) 1 「既」とは既に設置されている揚水施設のうち、本申請に際して変更のないものを、「変」とは本申請に際して変更するものを、「増」とは本申請に際して揚水施設を増設するものを、「廃」とは本申請に際して揚水施設の廃止をするものをいいます。

2 変更に係る添付書類の欄の□には、当該変更に係る添付した書類を□内にㄥ印で記入してください。

(A4)

改正前

第 29 号様式 (第 64 条)

地下水採取に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 76 条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の 名称等	許 可 番 号	第 号 (年度)
	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第 72 条第 1 項 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名 称	
	所 在 地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) のある欄には、該当する内に **㊞**印を記入してください。

(A 4)

改正後

第 29 号様式 (第 64 条)

地下水採取に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 76 条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の 名称等	許 可 番 号	第 号 (年度)
	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第 72 条第 1 項 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名 称	
	所 在 地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第 75 条第 1 項ただし書に規定する変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) のある欄には、該当する内に **㊞**印を記入してください。

(A 4)